

中国における人口政策とその実践

Population Policy and its Practice in China

鄭 鳴 鳴

Ouming ZHENG

〈目 次〉

1. 歴史的背景と人口の変化（1950～1979）
2. 「計画生育政策」の実施
 - 2.1 「一人っ子証明書」の受領
 - 2.2 「社会扶養費」
 - 2.3 農村地域における「社会扶養費」の徴収
3. 「計画生育政策」による人権侵害
 - 3.1 「強制墮胎」
4. 農村部における「計画生育政策」
 - 4.1 農村部における例外的な政策
 - 4.2 少数民族の「計画生育政策」
 - 4.3 「失独家庭」

新中国が成立した1949年当時の人口は約5億4,167万人で、2018年12月20日現在の人口は約14億107万人であり¹、69年間で人口はおよそ2.58倍増加した。1979年から、中国政府は人口抑制のために「計画生育政策」を実施しており、現代の中国における人口変化は、それまでの「人口増加期」とその後の「人口抑制期」の2つの段階に分けて考えることができる。建国当時の毛沢東は、人口の増加は国の生産力を高める重要な原動力であると考えていた。1949年9月16日に毛は「観念論的な歴史観の破産」において、「我が国は5億4,000万の人口と960万平方キロメートルの広大な国土を有している。中国の人口が多いのは結構なことで、何倍に増えようとも対策は完全にある。この対策とは、生産にほかならない。西方のブルジョア経済学者たちの、たとえばマルサスの類が唱える食物の増加は人口の増加においつけないというでたらめな説は、はやくからマルクス主義者たちによって理論的にすっかり反駁しつくされているばかりでなく、革命後のソ連や中国の事実によっても完全に粉砕されている。革命プラス生産によって、食の問題が解決できるという真理によって…」と述べた〔毛沢東 1949〕²。この論点は後に、まじめな人口論を押しつぶす根拠とされてしまったのである。

中国の人口抑制政策については、1957年に中国の人口学者兼北京大学の学長であった馬寅初氏が最初に提起したとされている。彼は、1953年の国勢調査で中国の人口がすでに6億人を超過しているとし、もし抑制しなければ、50年後の2007年には26億人にも達するだろうと予測した〔馬寅初 1957〕。また、人口が多

¹ 出典：Country meters 「世界人口時計」 <https://countrymeters.info/cn/China>（2018年12月20日アクセス）

² 「唯心歴史観の破産」『毛沢東選集（第四巻）』P602。ここで毛沢東は、アメリカ国務長官アチリンの中国人口論に対して反駁している。

いことは生産力の発展を妨げる原因になり、工業化社会の実現にも影響すると警告した。しかし、毛沢東は馬寅初の論点を厳しく批判にさらされることになった。人口政策をめぐる、毛沢東と馬寅初の論戦はしばらく続いたが、最終的には毛沢東が政治手段で馬寅初の説を抑えてしまった。その後、馬寅初は学長の職務を解かれ、1979年になってようやく名誉回復した。このことは、中国の人口政策の研究史上において象徴的な出来事であり、その後の学术界に対して微妙な影響を与えてしまった。しかし、改革開放後は“錯批一人，誤生三億”（1人を誤って批判したため、3億もの人口を増やしてしまった）という言葉が流行ったように、毛沢東の人口政策論へ見直しが行われた〔梁中堂 2009〕。

第1節 歴史的背景と人口の変化（1950～1979）

1949年～1952年まで4年間は、国民経済の復興期であった。この期間に中国は国内の土地制度の改革をほとんど完了し、外国のさまざまな特権を廃止し、官僚資本の銀行、工場を没収して国有化するとともに、民間企業の運営を制限しながら、国営企業の規模を拡大した。これらの方針を導入することによって、国民経済を全面的に回復させ、農業と工業の生産力が建国前の最高水準に達した。そして、人口増加も国民経済の回復や医療衛生条件の改善によって速くなり、高出生率と新生児死亡率の急減に伴い人口の年平均増加率は19.80%となった（表1を参照）。

都市部の住民、特に政府機関や軍隊、国営企業などに所属する人びとは、住宅の配給制度の制限を受け、子どもの多い家庭では生活空間の不足が問題になってきた。民間における墮胎現象が多発したため、1950年4月、国家衛生部と軍隊の衛生機関は「政府機関及び軍隊における女性の墮胎に関する限制規定」を発表し、1952年に国家衛生部は改めて「避妊と人工妊娠中絶に関する規定」を頒布した。

1953年～1957年までの第一次五ヵ年計画期間において、社会主義経済体制への移行とともに、農業や私営工商業に対する社会主義改造が行われ、農民たちは小規模の自留地の外はすべて集団化されてしまった。非農業経済もすべて国有化され、積極的な経済振興策を実施することにより、現状に合わせて新しい国民経済計画を制定した。社会主義工業化を図り、ソ連の重工業優先発展の方針を採用したため、工業、特に重工業企業における経済成長率は顕著であった。しかし、農業や国民の日常生活と関連した軽工業の発展を十分に重視しなかったため、食糧生産量と国民の生活レベルはそれほど改善しなかった。

同時期の人口増加も著しく、第一次五ヵ年計画が終わるまでに総人口は6億4,653万人を数え、5年間に約5,857万人の純増となり、年平均増加率も23.70%に達した（表1を参照）。この時期の社会と経済の目覚ましい発展により、人口抑制の提案はほとんど重視されず、第一次人口増加期を形成した。それと同時に、1953年9月に周恩来は「第一次五ヵ年建設の基本任務」のという談話の中で、「我が国の年平均人口増加数は約1,000万人を突発しており、これからは我々の大きな負担になる可能性が高い」と話した。1954年12月、劉少奇は「妊娠調整」に関する会議を出席した時に「共産党は適度な妊娠調整に賛成する」と発言した。それに対し、毛沢東は1957年2月に「人民内部の矛盾を正しく処理する問題について」という有名な文章を発表し、6月には『人民日報』でも公開された。毛沢東は文章のなかで、「我が国に人が多いのは良いことで、もちろん困難もある」と強調し、同年10月の中国共産党第八回三中全会では次のように述べた。「計画生育も10年の計画を立てるべきであり、しかも少数民族地域で実施してはならない。人口の多い地域で試験的に実施し、徐々に全面的な計画生育に持っていくべきである。また、計画生育について公然と教育してはならない」〔毛沢東 1957〕。

1958年～1962年までの第二次五ヵ年計画期間には、「大躍進」と「人民公社化運動」の展開により、経済のアンバランスと混乱が引き起こされ、経済発展の厳しい困難期に突入した。社会主義国家のリーダーとしてのソ連をモデルとした重工業優先発展方式の推進により、工業総生産は1958年～1959年の間は順調に伸び、「大躍進」の成果も一部現れたが、各地では実績を大げさに報告する事例も多発した。その間、毛

沢東は“赶英超美”（資本主義の先頭に立つイギリスや米国の工業総生産、特に鉄鋼の生産量を越えよう）というスローガンを出し、後の工業生産ルールの無視に繋がり、生産量が連続して激減した〔鄭義 1993〕。たとえば、原始的な溶鋼方法を用いた製鉄運動を全国で展開し、工業のみならず、農業の分野でも大きな損失を出してしまったことは有名な話である。図1と図2は、「大躍進」当時の農業生産高を誇張して報道・宣伝した事例のひとつである。



図1 『人民日报』1958年8月13日 第1版

出典：<http://www.yhcnw.net/famine/Reports/news580813.html> (2017年8月アクセス) 作者不明



図2 「大躍進運動」期の宣伝広告

製鉄運動の影響を受け、正常な農業生産ができなくなり、食事も公共食堂でするようになった。1959年からは“自然災害”の影響により、農業用地の約60%に当たる6,000万ヘクタールが被害を受け、国民経済の全体に深刻な影響を及ぼした。1959年～1961年までの3年間を、後に「三年自然災害期」また「三年困難時期」と名付けたが、実は大躍進運動の失敗、特に製鉄運動の展開によって引き起こされた人為的な災害であった〔鄭義 1993〕。なお、この時期における人口増加率が著しく低下したのは言うまでもない。また人民公社制度の下では、一定割合の農業生産物を国家に納めなければならない、水増し報告をした分負担も大きく、農民たちは食料不足に苦しみ、全国で約2,000万人の餓死者を出したとされている（表1を参照）。

1958年5月、劉少奇は中国共産党第8回代表大会2次会議において、「一部の学者たちは人口増加の速度が農業生産量より速いとしているが、彼らは人口の消費面だけを強調し、人口の労働者としての側面を無視している。人口増加は生産量の増加と資本の累積に貢献する」と発言し、馬寅初ら人口学者の観点を批判した〔劉少奇 1958〕。大躍進時期における人口増加はほぼ停滞状態にあったが、その後人口が再び急増し、中国政府は1962年12月になってようやく「計画生育」についての指示（“關於認真提倡計画生育的指示”）を出した。しかし、当時の中国における都市人口は少なく、農村人口が圧倒的に多かったため、大した人口抑制にはつながらなかった。

1963年～1965年までの3年間は、経済の調整期であった。大躍進運動によって引き起こされた経済のアンバランスと後退は深刻化し、その対応策として一連の経済調整政策が打ち出された。人口の再生産は経済の急速な回復によって大幅に上昇し、年平均出生率は39%に跳ね上がり、死亡率の低下もあって、人口の年平均増加率は25.30%に達し、3年間における人口の増加は5,000万人を超えた（表1を参照）。

表1 中国の人口成長率（1949～1981）

時間（年）	年末総人口（万人）	出生率（‰）	死亡率（‰）	自然増加率（‰）	合計特殊出生率（人）
1949	5億4,167	36.00	20.00	16.00	6.14
1950	5億5,196	37.00	18.00	19.00	5.81
1951	5億6,300	37.80	17.80	20.00	5.70
1952	5億7,482	37.00	17.00	20.00	6.47
1953	5億8,796	37.00	14.00	23.00	6.05
1954	6億0,266	37.97	13.18	24.79	6.28
1955	6億1,465	32.60	12.28	20.32	6.26
1956	6億2,828	31.90	11.40	20.50	5.85
1957	6億4,653	34.03	10.80	23.23	6.41
1958	6億5,994	29.22	11.98	17.24	5.68
1959	6億7,207	24.78	14.59	10.19	4.30
1960	6億6,207	20.86	25.43	-4.57	4.02
1961	6億5,859	18.02	12.24	3.78	3.29
1962	6億7,295	37.01	10.02	26.99	6.02
1963	6億9,172	43.37	10.04	33.33	7.50
1964	7億0,449	39.14	11.50	27.64	6.18
1965	7億2,538	37.88	9.50	28.38	6.08
1966	7億4,542	35.05	8.83	26.22	6.26
1967	7億6,368	33.96	8.43	25.53	5.31
1968	7億8,534	35.59	8.21	27.38	6.45
1969	8億0,671	34.11	8.03	26.08	5.72
1970	8億2,992	33.43	7.60	25.83	5.81
1971	8億5,229	30.65	7.32	23.33	5.44
1972	8億7,177	29.77	7.61	22.16	4.98
1973	8億9,211	27.93	7.04	20.89	4.54
1974	9億0,859	24.82	7.34	17.48	4.17
1975	9億2,420	23.01	7.32	15.69	3.57
1976	9億3,717	19.91	7.25	12.66	3.24
1977	9億4,974	18.93	6.87	12.06	2.84
1978	9億6,259	18.25	6.25	12.00	2.72
1979	9億7,542	17.82	6.21	11.61	2.75
1980	9億8,705	18.21	6.34	11.87	2.24
1981	10億0,072	20.91	6.36	14.55	2.63

註1、中国の人口成長率（1949～1981）は、筆者が『中国人口統計年権年鑑』をもとに筆者が作成

2、網掛けの部分は、大躍進、「三年自然災害」期及び文化大革命期を示したものである

1966年～1975年までの10年間は後に“十年動乱”とも呼ばれた時期で、1966年かに第三次五ヵ年計画が始まった頃には、劉少奇の指導の下に行われた経済調整策により、経済が好転する様相を見せていた。しかし、同年8月に毛沢東は劉少奇や鄧小平らの指導者たちを「資本主義の道を歩む実権派」や「中国の修正主義者」として批判し、いわゆる「文化大革命」運動を引き起こした〔鄭義 1993〕。それによって経済が大混乱したのは周知のとおりである。

ところが、この10年の動乱期においても人口は着実に増加したのである。1962年～1966年までは、計画生育制度の実施により避妊や晩婚が推奨され、人口抑制策がある程度功を奏した。しかし、1966年から始まった動乱により計画生育制度も守られなくなり、1960年代後半には出生率が34.50‰前後の高水準に達

し、年平均増加率も27.30%に達した（表1を参照）。10年間における人口増加は1億8千万人を超え、第二次人口増加となったのである。

1992年、国家統計局は発表した『中国経済統計年鑑（1950～1970）』によれば、1950年～1970年までの20年間、中国の人口は約5億5千万人から8億3千万人前後に急増した。しかし経済面では、1958年～1970年までの政治・経済の混乱により、1970年における1人あたりGDPは778ドルで、1950年の448ドルに比べてわずか330ドルの増加であった。一方、同時期の台湾地区における1人あたりのGDPは2,537ドルであった。このような背景下、馬寅初の提唱した人口抑制政策の重要性が再認識されるようになった。

1970年以降、中国政府は人口増加の問題を重視するようになり、1971年7月に国務院は「計画生育任務に関する報告」を発表し、国家衛生部と合わせて計画生育制度の重要性を強調した。1973年、国務院では「計画生育指導小組」を組織し、出生率を抑えるために「晩、稀、少」³というスローガンを打ち出し、人口計画をめぐる宣伝と教育活動を全国範囲で広めたのである。

第2節 「計画生育政策」の実施

1980年9月、中国共産党中央委員会と国務院は「人口増加の抑制問題に関するすべての共産党員・共産主義青年団員への公開書簡」を出し、「一人っ子」政策としても有名な「計画生育政策」を打ち出した。なおこの政策は、1982年に中国共産党第十二回全国代表大会で「四大基本国策」⁴のひとつとして確定された。同年11月に憲法を改正し、「計画生育政策」を柱とする計画出産を義務化した。政策の主旨は「晩婚、晩産、少生、優生、稀生」であり、具体的には法定婚姻年齢⁵より3年以上遅らせて結婚すること、女性は24歳以降に出産すること。また「少生」に関しては、1975年に周恩来が「子ども2人がちょうど良い」を発言したのに対し、1979年に「国家計画生育指導小組」の意見により、「1組の夫婦は子ども1人を生むべき」と規定された。「稀生」は出産間隔を3年～4年開けることで、「優生」は遺伝的傷害のないように、子どもの全面的な成長（徳、知、体など）を促進することである。

同政策の下に、中国本土における子どもの出産には完全に法規制が加えられるようになり、その結果、現在の中国では少子化が進行し、人口抑制政策が功を奏した形となった。一方、政策を巡る問題点も指摘され、見直しが進んでいるのが現状である。例えば、人権侵害、労働力不足、婚姻問題などが社会の安定を大きく脅かしていると指摘された。また、「計画生育政策」とはいえ、政策が厳格に守られている都市部に比べ、農村部では条件次第で第二子の出産を許可するなど、弾力的な扱いを認めている場合も多い。さらに、政策に違反した場合は罰金を払うことになっているが、高額所得者にとっては罰金制度が第二子を出産する合法的手段になっているともいえる。そして、地元政府にとっても、罰金が財源として軽視できないものになってしまった。

1950年代の人口論争から1979年に「計画生育政策」が実施するまで、約30年間に中国の人口は約5億4千万人から9億7千万人余りに増加した。増加数は約4億3千万人である。その後、「計画生育政策」の実施から現在まで中国の人口は約14億170万人に達し、約40年間の間に人口は4億1,700万人ほど増加した。つまり、人口抑制策の実施は、人口増加の速度を明らかに遅らせたことが分かる。現代中国における人口政策の推移を時系列的に纏めるとおよそ以下のようになる。

³ 1973年の第一次全国計画生育報告大会において、初婚年齢をめぐり男性は満25歳、女性は満23歳と定められた。また、第一子の出産年齢は満24歳以降、出産間隔は3年以上、1組の夫婦が育てる子どもの数はできるだけ1人、多くても2人まで、とされた。

⁴ 中国の四大基本国策とは、「1、計画生育 2、環境・耕地保護 3、科学教育による興国 4、改革開放」のことである。

⁵ 『中華人民共和国婚姻法（1982年）』によれば、法定結婚年齢は男性22歳、女性20歳になっている。

- 1955年 中国共産党中央委員会が「人口問題に関する指示」を出す。
- 1957年 毛沢東が人口問題を重視する旨の講話を発表。
- 1962年 出産ピークを迎えたことにより、国務院が「計画生育政策の提唱に関する指針」を公布。
- 1964年 すでに7億人に達していることが人口調査で分かり、これを懸念した政府は「計画生育委員会」を設置。
- 1971年 「計画生育政策」を打ち出す。
- 1973年 「国務院計画生育指導小組」が成立し、「晩・少・稀」がスローガンに。
- 1975年 周恩来が「できれば1人、多くても2人まで」という方針を提唱。
- 1980年 中国共産党中央委員会と国務院により「人口増加の抑制問題に関するすべての共産党員・共産主義青年団員への公開書簡」が出される。
- 1981年 「計画生育政策」を実施し、同時に避妊政策や奨励政策を打ち出す。
- 1982年 「晩婚・晩産・少生・優生」を基本国策にする。
- 1982年 憲法を修正し、「計画生育政策」を国民の義務とする。
- 1985年 全国の12県・市で「二児政策」を実験的に行い、出生率への影響を検討する。
- 2001年 「人口・計画生育法」を頒布し、全国16市で「人口・計画生育政策」を実験的に適用（一人っ子であった夫婦同士には二児政策を適用）。
- 2006年 低出生率を維持するかたわら、人口をめぐる質の向上、崩れた男女比率の重視、流動人口へ政策強化、高齢化対策の検討を開始。
- 2012年 共産党第十八回代表大会で「計画生育政策」に関する基本方針を修正。
- 2013年 「国家人口・計画生育委員会」に対して機構改革を行う。
- 2015年 共産党第十八回五中全会で全面的な「二児政策」の実施を決定。
- 2016年 「一人っ子」政策の部分を廃止し、「二児政策」を実施する⁶。

2.1 「一人っ子証明書」の受領

「計画生育政策」は「晩婚、晩産、少産、優生」を目的とする人口抑制策のひとつで、1982年に『中華人民共和国婚姻法』が制定され、夫婦は「一人っ子」を宣言し、「一人っ子証明書」を受領し、表彰状と奨励金の給付を受けることになった(図3を参照)。一方、2人以上の子どもを生んだ場合は経済的な制裁を加えるという賞罰制度を導入し、出産の自由を制限した。「一人っ子証明書」を受領した夫婦は、一定金額の奨励金を受領することができ、その額は1980年当時の月給のおよそ1割に当たるものであった。また、子どもに幼稚園の優先入所、学校への優先入学、保育費や学費の減免、医療費の支給など、さらに夫婦にも就職、昇進、都市住宅・農村住宅用地の供給など、さまざまな優遇策を適用した。一方、政策に違反した場合は、夫婦のそれぞれの月給の10%を罰金として徴収し、そのほかにも超過出産費や社会扶養費(罰金)を徴収し、賃金削減、昇給・昇進の停止などの罰則を課した。2015年に発表した「計画生育政策に関する強化指針」によれば、「一人っ子」家庭に対する優遇策は次のようになっている。

⁶ 出典：「歴史的記録：人口和計画生育事業発展60周年回望」中国国家人口計画生育委員会 2009年



図3 筆者の「一人っ子証明書」

註：以上の写真は、筆者撮影

- 一。子どもが18歳になるまで、月額10元～20元までの奨励金を受領することができる。
- 二。「一人っ子」家庭の妻は、法定休日以外に妊娠休暇を最長3ヶ月間まで延長することができる。
- 三。「一人っ子」証明証の受領日から子どもが18歳になるまで、養育費と医療費は夫婦双方の勤務先が負担する。
- 四。「一人っ子」家庭の夫婦は、女性55歳、男性60歳以降、毎年1回1,000元（約1万6,000円）の高齢補助金を受領することができる。
- 五。農村における「一人っ子」家庭の夫婦は、農村年金保障制度に優先的に加入することができ、場合によっては保険料の減免措置を受けることができる。
- 六。農村における「一人っ子」家庭の夫婦と子女は、商業住宅を購入する際に、1回のみ優待価格で40平方メートルまで購入することができる。
- 七。晩婚・晩産の夫婦は、住宅や就職、社会福祉などの面において優遇を受けることができる。
- 八。安全で便利な避妊薬・避妊具の研究と開発を積極的に進めると同時に、原則的にそれらを国家が無料で配給する。地域によっては、計画生育委員会から各家庭に送り届ける。
- 九。人工中絶は1957年から合法化し、それによって中絶手術は無料で受けられ、また中絶後は有給休暇、栄養補給費などの名目で奨励金が支給される。
- 十。原則として、子ども1人を出産した夫婦に対して不妊手術を勧める。夫婦のどちらかが手術を受ければ有給休暇と奨励金を受領することができる。

ちなみに、筆者の両親は1987年～2005年までの18年間に、「一人っ子証明書」を提示の上、年間180元（約2,900円）の奨励金を受領した（図3を参照）。

2016年3月、河南省洛陽市人民政府は「洛陽市一人っ子奨励金に関する受領の規定」を公表し、1933年1月1日以降に生まれ、2016年までに60歳以上に達した「一人っ子」家庭の夫婦に対し、1人につき年間960元（約1万5,300円）の「一人っ子高齢補助金」を受給することができるとした。

2.2 「社会扶養費」

上述の通り、「一人っ子」を宣言した夫婦は「計画生育政策」によりさまざまな優遇策を受けることができるようになった。しかし、政策に違反した夫婦は経済的な制裁を受け、「社会養育費（罰金）」の徴収、賃金削減、昇給・昇進の停止などの罰則が適用された。

一方、農村戸籍を持つ人や少数民族、また夫婦ともに「一人っ子」の場合は第二子、さらには第三子まで生むことができる。「計画生育政策」に違反して出産した子どもは「超生児」や「黒孩子」と呼ばれた。「超生児」は、戸籍の登録や学校教育、土地の割りあてなど、さまざまな面において困難に直面する。「超生児」の両親は、家屋を押さえられ、土地を没収され、公務員資格を奪われ、場合によっては懲役を課せられることもある〔若林敬子 1992〕。これら为了避免するためには、巨額の「社会扶養費」を支払う以外に方法はない。

2002年9月から実施された「社会扶養費徴収管理法」により、罰金制度は以下のように定められている。

1. 定期的な妊娠健康診断を受けていない場合、50元～500元の罰金を徴収する。
2. 子ども一人を生んだ後、避妊または不妊手術を受けない場合、200元～500元の罰金を徴収する。
3. 「計画生育政策」に違反し、最初の子どもを出生した場合（子どもを出産する前に、地元の戸籍管理機関より発行される婚姻状況証明書、生育許可書などの書類が必要）や無断に第二子を出産した場合、2,000元～5,000元の罰金を徴収する。
4. 第二子以上の子どもを出産した場合、夫婦はそれぞれ「社会扶養費」を罰金として支払う。金額は1人あたりの年間平均収入によって決められる。

第4項については、地方によって罰金の徴収基準がまちまちであり、目標を達成するために、法律とは関係なしに高額な罰金を徴収することが普通である。以下は、「国民経済と社会発展統計公報（2015年度）」で見られる罰金の事例である。

北京市における2015年度の年間1人あたり平均収入は、4万8,000元（約76万8,000円）である。政策に違反して出産した場合、科せられる罰金は夫婦がそれぞれ約49万4,000元（約790万4,000円）であり、これは年間1人あたりの平均収入より10倍以上多い金額である。また、天津市における2015年度の年間1人あたり平均収入は3万4,000元（約54万円）だが、第二子の出産に対する「社会扶養費」は27万～65万元（約435万～1,040万円）になっている。

さらに上海市の場合、2015年度の年間1人あたりの平均年収は約5万元（約80万円）で、「超生児」に対する罰金は5万×2人×8倍＝80万元（約1,280万円）になっている。

2014年、北京市に住む中国青年政治学院法律学部の楊氏は2人目の子どもを生んだ。北京市の政策によれば、年平均年収の9倍の社会扶養費を払わなければならない。楊氏は38万7,000元（約619.2万円）を支払ったことがニュースで報道された。

2013年、著名な映画監督で、2008年北京オリンピック大会の開幕式で監督まで務めた張芸謀氏には子どもが4人おり、超過した3人に対して約748万元（約1億1,980万円）の「社会扶養費」が課せられたことはニュースでも報道された。1983年、張芸謀の長女が陝西省西安市に生まれ、合法的な第一子となった。2001年に長男が生まれた。当時の張芸謀の年収は約3万3,000元で、妻陳氏の年収は0元であった。張芸謀の戸籍所在地の江蘇省無錫市は「江蘇省無錫市計画生育実施細則」により、2000年無錫市の年間1人あたり平均収入1万1,988元×夫婦2人×3倍＝罰金71,928元（約115万円程度）とされた。2004年には次男が生まれ、当時の張芸謀の年収は約106万3,000元、妻陳氏の年収は0元とされた。「超生児」2人目の「社会扶養費」について、無錫市は「人口と計画生育法」、「社会扶養費徴収管理法」、「江蘇省人口と計画生育条例」により、2003年無錫市の年間1人あたり平均収入の1万1,647元×夫婦2人×5倍+（実収入－年間平均収入）×2倍で計算し、11,647元×2人×5倍+（106万3,000元－11,647元）×2倍＝罰金221万8,696元（約3,550万円）を徴収した。2006年には次女が生まれ、当時の張芸謀の年収は約251万8,590元で、妻陳氏の年収は0元とされた。上述同様の法律根拠により、2005年無錫市の年間1人あたり平均収入の1万6,005元×夫婦2人×6倍+（実際収入－無錫市年間平均収入）×2倍で計算し、16,005元×2人×6倍+（251万8,590元－16,005元）×2倍＝519万7,230元（約8,315万5千円）の罰金を徴収した。このようにして、張芸謀氏が支払った「社会扶養費」の総額は7万1,928元+221万8,696元+519万7,230元＝748

万7,854元（約1億1,980万円）となり、「超生児」の罰金に関する最高記録を作ったのである。

筆者も2015年2月、河南省洛陽市で現地調査を行う時、各地で「計画生育政策」に違反して「社会扶養費（罰金）」を徴収された事例についていろいろと見聞した。河南省洛陽市老城区東下池の馬氏夫婦は、1995年に長男を出産し、2012年12月には長女を生んだ。長女は「超生児」となり、「社会扶養費」を支払う対象となり、馬氏夫婦は洛陽市計画生育部門から130万元（約2,080万円）の「社会扶養費」の支払いを命じられた。馬氏夫婦は地元で多数の家具店を所有しており、経済的に恵まれていたため、130万元を支払うことができた。なお同じ地域では、100万元以上の罰金を支払う覚悟で第二子を生んだ事例は数多いと馬氏は言った。

馬氏の家具工場から約300メートルに離れた場所で、康氏は工業部品の運輸業を営んでいた。大型トラックを10台以上持つ、地元では相当規模の運輸会社であった。当時の東下池地区は農村地域で、康氏夫婦は農村戸籍を持つ農民であった。1989年に長女が生まれ、「計画生育政策」の規定により、農村戸籍を持つ漢族の農民は、子ども1人目が女の子の場合、第二子の出生が可能であった。1993年に長男が誕生したが、1994年の冬、康さんの妻は第三子を妊娠してしまった。中絶手術を受けなければならないと計画生育幹部から言われたが、康さんは当時の村長と計画生育幹部にそれぞれ3万元（約48万円）の賄賂金を渡し、さらに110万元（約1,760万円）の「社会扶養費」を支払った。筆者のインタビューを受ける2015年2月に、康氏の次男は20歳になり、自家企業の管理職を担任していた。

このように、社会扶養費の徴収基準は地方政府によって決められ、実際の徴収額もまちまちである。一般的には、「超生児」1人につき夫婦2人の年収の4倍～8倍になると言われ、「超生児」が2人となった場合、2番目の子どもに対する徴収額はその倍になる。

2.3 農村地域における「社会扶養費」の徴収

山東省の2014年度における「社会扶養費」の徴収総額は8億9,400万元（約百149億円）で、前年より13%増加した。計画生育制度について研究を続けてきた首都師範大学の黄氏の分析によれば、1980年から2016年までに徴収された「社会扶養費」の額は約1.5兆元～2兆元（約32兆円）と推算され、その用途については明らかにされていないという。中国人民大学法学院の郭国慶教授の話によると、中国の各省市では、「社会扶養費」の徴収はすべて郷、鎮、街道など地方自治体に委託している。扶養費の収入と計画生育人員の給料は別扱いであり、社会扶養費の約30%～40%を郷や鎮、街道政府の収入とし、計画生育部門の役員の奨励金や諸経費に充てられることが多い。国の財政局は財政収入の手続きをするだけで、一部の地域では収入の約80%～90%を地方政府の財政収入として残している。例えば、山東省は社会扶養費をすべて計画生育の仕事に使うべきだとし、省と市および県の三級政府の5：10：85の比例で割り当てている。社会扶養費の85%の使用権が県政府にあり、計画生育の仕事さえすれば、どのように使っても構わないということになる。そして多くの県政府では、社会扶養費の徴収を高めるために、徴収金の一部を郷、鎮、村の計画生育部門の幹部への奨励金として使っている。

農村部では、収入が都市部に比べてずっと少ないため、徴収する「社会扶養費」もかなり少額になっている。例えば、厳しい罰金制度を実施してきたといわれる甘粛省の場合、2016年2月に甘粛省第12回人民代表大会第2次会議で発表した「2015年度甘粛省衛生と計画生育委員会報告」によると、2015年度の「社会扶養費」の徴収総額は約385万元（約6,160万円）になっている。甘粛省の総人口は約2,763万で、農村人口は総人口の58.6%を占め、約1,619万人である。2015年度の甘粛省農村部の平均年収は4,806元（約7万6,800円）で、第二子の出産に対する「社会扶養費」は1世帯当たり約8万元（約128万円）であり、都市部に比べてかなり少ない。とはいえ、これは農村部の1世代の平均年収の約8.3倍に当たる高額な罰金である。

経済的に裕福な家庭に対しては、高額な罰金だけでは違法出産を制止することができない。筆者が2015

年2月に洛陽市周辺の農村部で現地調査をした際に、地元の管理人から次のような話を聞かされた。「人口政策に違反した農民世帯に対し、罰金を徴収することが第二子、または第三子を産むための合法的な手段となっている。特に豊かな世帯にとって、罰金は問題でない。また、地元政府にとっても、罰金による収入は政府の財源のひとつになり、関係者らが罰金を自分のポケットに収めることも多い。だから、政策違反者が多いほど歓迎される。」さらに、「農村では人間関係が複雑で、利益や感情などが法律より優先される場合が多い。一部の住民は村幹部と仲が良かったために、罰金をほとんど払わなくても済む。」しかし、貧しい家庭に生まれた超生児は、一体どうなるのだろうか。

一部の農民が高額の罰金を逃れるために山奥へ逃げ込み、隠居する例も少なくない。以下は筆者が河南省偃師市高龍鎮で聞いた話である。

2013年3月、偃師市高龍鎮に住む白氏夫婦は罰金から逃れるために、1999年から山に12年間も隠居した。男の子を産むまでに、白氏は結婚してから5人の女兒を出産した。高龍鎮政府と偃師市計画生育委員会から約15万元（約240万円）の罰金を請求され、それを拒否したために妻は警察に2度逮捕された。その後、白氏は家族6人で山へ逃げ込み、洞窟を掘り、12年間も暮らしたのである。また、甘肅省白銀市靖遠県靖安郷を調査した時、数人の子どもの腰を縄で繋ぎ、ある家の中庭の扉に結びつけている姿を見た。子どもたちは3歳～4歳ぐらいで、寒い3月の日に薄い服を着ており、扉の下にダンボールと新聞紙などを敷き、子どもたちはそこで立ったり、座ったりすることしかできない。両親は朝5時から午後8時まで働いていて、面倒を見る人がいないため、このように子どもを扉に結び付けていたのである。毎日10時間以上放置され、食事の時間だけ、親が来てご飯を食べさせる。更にインタビューを進めていくと、子どもたちは「超生児」で、親たちは「社会扶養費」が支払えないため、自分の故郷を離れて、ここに逃げてきて農民苦力になったという。彼らは甘肅、河南、陝西、内モンゴル、山西、四川などさまざまな省から来ている。「超生児」が多い人は6人、少なくとも2人おり、生活はとても貧しく、毎日10時間以上働いても月収は約700元（約1万1,200円）しかもらえていない。付近には地元の幼稚園もあるが、1学期の学費は約1800元（約2万8,800円）、1年間で約3,600元（約5万7,600円）かかり、彼らにとってなかなか払える金額ではない。それに、金がある場合でも、「超生児」として戸籍登録ができないため、正式には幼稚園に入園することができないのが現状である。

第3節 「計画生育政策」による人権侵害

1990年代から「計画生育政策」の実施強化のために「計画生育大会戦」という運動を全国範囲で推進した時期があった。農村地域の計画生育機関が「社会扶養費」を払わない人や、決まった期限内に妊娠検査を受けていない人に対し、土地や家屋、家畜などの財産を奪うこともしばしばであった。私財を没収された村民は、計画生育部門に罰金を払って私財を取り返すことになる。1回で支払えない人は、数回に分けて払うことになり、支払うことのできない農民に対しては、没収した財産を競売に出し、その代金で支払うことになる〔魏京生 1997〕。



図4 「計画生育大会戦」時期のスローガン

註 以上の写真はネットで公開されるものため、作者不明

1983年5月に、国家計画生育委员会主任の銭信忠が“一胎上環，二胎絶育”（第一子を産んだら子宮内避妊具のIDUを装着し、第二子を妊娠したら避妊手術を受ける）というスローガンを提唱し以来、中国各地にはこれまでに使われたスローガンがたくさん見受けられた。たとえば“今日逃避計生政策外出、明日回家一切財産全無”（今日「計画生育政策」から逃げて、帰ってきたら家の財産は一切無くなっている）、“寧可血流成河、不準多生一個”（血を川のように流しても、超生児を出産させない）、“該流不流、拔屋牽牛”（超産児を流産しないと、家屋を壊し、牛を没収する）、“一人超生、全村結紮”（1人の超生児が生まれたら、村の女性全員に避妊手術を施す）、“你違法生孩子、我依法拆房子”（あなたは法に違反して子どもを産み、私は法に則って家屋を壊す）などなど、数えきれないほどの標語が農村地域の建物の壁などに書かれている（図4を参考）。これらのスローガンを見ただけでも、住民の生活基盤を乱暴に破壊するなどして、人口抑制政策を強行し、または「社会扶養費」を徴収する過程で人権侵害を行ってきた地方政府の行き過ぎた暴挙が見て取れる。

2013年1月、筆者は河南省開封市で現地調査をした時、鼓楼区に住む呂氏の経歴を聞いた。漢族の呂氏は開封市の戸籍を持つ市民である。「河南省計画生育政策実施条例」により、呂氏は1994年に長女を生んだ後、第二子を生む資格はなかった。しかし呂氏は男の子が欲しかったために、地元幹部に金銭的な賄賂を使い、1998年に長男を生んだ。その後、賄賂を受けた幹部が検挙されたため、2000年8月に呂氏は総額15万7,000元（約251万円）の罰金を命じられた。呂氏は1か月の期間内に罰金を支払わなかったため、翌日に家屋を破壊された。さらに呂氏と妻は職場から解雇され、小学校に入学したばかりの長男も除籍された。

3.1 「強制墮胎」

「計画生育政策」により、妊娠する前に必ず計画生育部門に申請し、「生育証」という出産許可書を得なければならない。出産許可をもらっていない女性は、妊娠した場合、中絶手術を受けることになっている。これらのことは諸外国から人権侵害とみなされ、世界各国から非難された。

2016年まで、出産を目的として日本や米国などの先進諸国に入学（密入国を含む）する中国人の話が話題になっていた。多くの国では妊娠中絶と不妊手術は人権侵害もしくは違法とされているため、一部の妊娠した中国人女性は妊娠した事実を隠し、外国へ観光する名義で出国し、子どもが出産するまで滞在した。また、各国政府は人権を尊重する意味でそれを認めていた。

表2 産児制限手術件数の推移（1979～1989）

年	万人	IUD ⁷ 放置	IUD 摘出	結紮（不妊）手術		中絶手術 人工流産
				男性	女性	
1979		1,347.2	228.9	167.4	529.0	785.7
1980		1,149.2	240.3	136.4	384.2	952.8
1981		1,034.5	151.3	64.9	155.6	869.7
1982		1,406.9	205.7	123.1	392.6	1,242.0
1983		1,775.6	532.3	435.9	1,639.8	1,437.2
1984		1,175.1	438.3	129.3	541.7	889.0
1985		757.7	227.9	57.6	228.4	1,093.2
1986		1,063.8	231.3	103.1	291.5	1,157.9
1987		1,344.8	241.1	175.2	440.8	1,048.9
1988		1,222.7	226.5	106.2	359.0	1,267.6
1989		1,085.5	206.7	150.9	422.2	1,037.9
合計		1億3,363	2,930.3	1615	5,384.8	1億1,781.9

註 中国衛生年鑑編輯委員会『中国衛生年鑑』（1990年版）北京人民衛生出版社をもとに筆者が作成

馮氏は、山東省煙台海陽市高家村に住む農民である。筆者は2016年5月に山東省で現地調査した時、地元のバスターミナルで馮氏と知り合った。彼には2014年まで2人の子どもがいたが、2008年5月に馮氏の妻は第三子を妊娠した。健康診断を受ける際に発覚し、地元の計画生育幹部に通報された。馮氏は当地の計画生育委員会に捕らえられ、9月10日までに1万元（約16万円）の罰金を支払うことで第三子を生む許可が出た。しかし、大金を工面する術などなかった馮氏は、9月9日までに3,000元だけ計画生育委員会に支払った。9月10日午前、村政府と海陽市警察署は20人以上を出動させ、馮氏の家に行った。馮氏の妻は救急車で市の病院に連れて行かれ、妊娠検査を強要された。病院に到着後、幹部らは流産と不妊手術をするように命じたが、彼女が拒否した。すると、枕カバーで目隠しをさせられ、両腕も押さえられ、右手にペンを持たされた状態で中絶同意書に署名させられた上に、左手の指で押印させられた。その後、手術室に運ばれ、麻酔の注射と胎児を絶命させるための注射を打たれた。彼女の話では注射後に胎児の動きが止まり、9月12日の朝3時ごろ、妊娠5ヵ月の胎児が死体として産まれた。

馮氏夫婦は、言ってみれば十分な罰金を用意できなかったために、第三子を出産できなかったのである。それが政策の問題なのか、それとも法律の問題なのかはさて置き、強制的に中絶と不妊手術を受けてしまった女性にとって、その心理的なダメージは計り知れないものであると私は思った。

⁷ IUD：(intrauterine device) 子宮内避妊器具。1度子宮内に留置すると5～10年継続して効果を発揮し、妊娠回避効果が高いといわれている。

第4節 農村における「計画生育政策」

国家統計局が2017年に発表した「2016年度国民経済と社会発展統計公報」により、2016年の中国人口は13億8,271万を数え、都市戸籍人口は7億9,298万で、全人口の57.35%を占めており、農村戸籍人口は全体の42.65%を占め、5億8,973万人であることがわかった。そして、農村人口の年間平均収入は1万1,149元（約17万8,300円）であり、都市人口の年間平均収入は3万3,616元（約53万7,800円）とされている。つまり、2016年の中国都市人口の年間平均収入は農村人口に比べて3倍以上高いことが明らかになった。

中国の人口が世界一多いというのは周知のとおりである。しかし、中国政府により発表された人口データを疑う人もかなり多いはずである。主な理由として、人口統計の方法に問題があるほか、「計画生育政策」をきちんと守っていない国民も多いのではないかとという疑問である。特に農村部では、息子が親の面倒を見る伝統が根強く、また農業に男子労働力は欠かせない場合が多い。実際、筆者が現地調査の際に確認したところでは、農村部では1世帯に子どもが1人どころか、2人が普通で、3～4人の場合も珍しくなかったのである。さらに、「計画生育政策」を実施した直後、政策が最も厳しく守られた80年代に生まれた“80後”においても、姉妹兄弟のいる家庭が多かったのである。このような状況が発生した背景には、主に以下の理由があると考えられる。

第1に、上述のように農村地域の状況をみると、政策の実施は決して一貫したものではなかった。ある地方（農村）の政府は、同政策の実施にあたり、強制・暴力的な手段で違法出産の女性に対して不妊手術を受けさせたり、高額な罰金を課したりしたため、逆に同政策を守らない人たちが増えたと考えられる。また、「計画生育政策」という国策の実施に当たり、最初は厳しかったものの、近年になって次第に緩やかになってきたといえる。

第2に、農村の経済発展が遅れているとともに、1人あたりの耕地面積が少なく、そのために余剰労働人口が農村から都市へ、あるいは経済が未発達している中西部地域から経済が発展している東部沿岸地域へと移動した。若い世代の大量流出は農村人口の高齢化を加速させ、中国では“多子多福”（子どもが多ければ多いほど幸せである）、“養兒防老”（子どもを育てて老後の面倒を見てもらう）という伝統的な意識がまだかなり残っているため、農村地域には子どもの少ない世帯、特に息子のいない世帯は強い劣等感を抱き、地域では頭の上がない思いをしている場合が多い。さらに、若い人たちが個人の夢に憧れ、あるいは家庭生活を維持するために、農村以外の地域に出かけ、出稼ぎ労働者になっていることが多い。農村には「留守家庭問題」や「農村空洞化」が深刻化している。

第3に、農村では労働力の確保が地域を問わず、すべての住民にとって一番大切な問題である。労働力のない世帯は低所得層、いわゆる貧乏層に属し、農村部の社会と経済の発展に貢献することもできない。そのため、地元政府が子どもの超過出産を黙認している場合がある。

以上のようなさまざまな原因により、政策がきちんと守られていないのが現状である。

4.1 農村部における例外的な政策

上述のように、「計画生育政策」は全国範囲で実施されたものの、さまざまな理由により、地域によって異なる政策が適用された。たとえば、農村や少数民族自治区域、内陸部などでは、都市部や漢民族居住区、沿岸部などに比べて規制が緩やかであった。農村地域での「計画生育政策」の実施は、政府の予想より進まなかったため、1984年に中国政府は人口抑制策の規定を新たに調整した。たとえば都市部では、1組の夫婦に対して「一人っ子」の出産を強制した。農村戸籍を持つ人は第一子が女の子の場合に限り、第二子の出産が認められるようになった。しかし、夫婦共に28歳以上であることが条件となり、28歳未満の者に対しては、4年以上の間隔を空けないと第二子を生むことが許可されなかった。もし、第一子が男の子であれば、戸籍の種類に関係なく、子どもは1人しか産めなかった。また、地方政府によっては、夫婦とも

「一人っ子」の場合に限り、第二子の出産が認められた〔蔡昉 2001〕。以上は漢民族に限った政策であり、少数民族はこの限りではなかった。さらに、中国政府は広大な農村地域の実情を考え、一定条件を満たした場合には第二子の出産を認める政策をとっていた。たとえば、2001年に頒布された『中華人民共和国人口和計画生育法』によれば、次のような場合には第二子の出産が認められた。

1. 農村戸籍を持つ家庭で、第一子が女性で家庭の生活が非常に困難な場合。
2. 結婚した男性が妻の家に移住して双方の両親の面倒をみている場合、さらに妻が「一人っ子」の場合。
3. 「国家級貧困地区」に定住して5年以上経ち、今後も定住し続ける場合。

そのほか、都市と農村を問わず、全国範囲で適用されている例外措置もある。例えば、夫婦双方が少数民族である場合や第一子が障害児の場合などがそうである。

しかし、以上の政策を実施する際にも多くの問題があり、実際には正確に守られてこなかったのである。たとえば、上記の条件を満たしている場合でも、それらを証明する手続きができず、第二子を産めずにいる夫婦もいた。また逆に、上記の条件を満たしていない場合でも、賄賂や書類の偽造などで第二子を産む資格を手に入れた者もいることを考えると、政策の徹底が如何に難しいかが分かる。

中国で人口規模が第2位の省として、山東省の総人口は2017年まで9,869万を数え、農村人口は全体の58.6%を占め、約5,783万人である。筆者は山東省の沿岸部にある煙台市から約100キロを離れた海陽市の高家村で調査を行った。2016年に村が公開した資料によると、高家村の総人口は約2,356人であり、世帯数は421であった。そして1980年～1989年までに生まれた“80後”人口は612人であった。筆者は4日間で32戸を訪問したが、“80後”の「一人っ子」家庭が1戸もなかったことがわかった。そのうち、1人目の子どもが女性であった26戸は、農村における「計画生育政策」の規定により第二子の出産が許された家庭である。その他の6戸（村長宅を含め）の場合、第一子が男の子であるにも関わらず第二子を出産していた。また、32戸のうち、第三子を持つ家庭が25戸もあり、12戸は4人目の子どもまで出産していた。1人目の子どもが女性である26戸は、第二子を産む法的根拠があるが、他の6戸は第二子を出産する合法的な理由などなかった。さらに、第三子と第四子まで生んだ家庭は「計画生育政策」を完全に無視したことになる。

上記の原因を生んだ背景として、1980年代の高家村は農業生産、主にリンゴの栽培を中心に、肉体労働力が必要条件となっていた。そして、伝統的な“多子多福”や“養児防老”の意識が根強く残っていた。1980年代後半から「計画生育政策」の強化期に入ったものの、村のリーダーたちは自己利益のために、人口抑制策を無視して特権を乱用した。また一部の村民たちは、子どもを出産するために賄賂を使ったりして「超過出産」を強行した。

なお上述のような例は、全国範囲で存在したと言っても過言ではない。

4.2 少数民族の「計画生育政策」

中国は多民族国家で、漢民族以外にも55の少数民族がいる。「計画生育政策」は漢民族に対して厳しく、少数民族地区に対して人口密度が低かったり、経済の発展レベルが低かったり、または少数民族の繁栄と人口発展を確保するために、「計画生育政策」の実施が相対的に緩やかであった。そして、同じく少数民族であっても、自治区の人口現状などによってその政策は異なっていた。基本的には、都市部の少数民族は子ども2人まで、農村部では3人までの出産が可能であった〔王新亜 2009〕。

例えば、内モンゴル自治区においては、自治区内に定住している夫婦のいずれがモンゴル族であれば、原則として第二子の出生が認められた。また、農村戸籍を持つモンゴル族夫婦は、第三子まで出生することが可能で、自治区内のモンゴル族、鄂温克（エヴェンキ族）、鄂倫春（オロチョン族）、達斡爾（ダウール族）以外の少数民族夫婦は、第二子までの出産が認められた。新疆ウイグル自治区では、区内の都市戸籍を持つ夫婦は第二子まで持つことができ、農村戸籍の少数民族夫婦は3人目まで出産できることになっ

ていた。そのほか、一定の条件を満たす農民夫婦は第四子の出生も認められた。チベット自治区の規定では、「優生優育、晩産晩育」を提唱すると同時に、チベット族の夫婦は戸籍の種類を問わず、産児制限をしなかった。しかし、「一人っ子」を宣言するチベット族夫婦に対しては奨励をした。また、雲南、貴州、青海などの省では、少数民族である農民は3人までの出産が認められた。そのほか、人口の極端に少ない少数民族に対しては産児制限をしない政策をとった〔湯兆雲 2005〕。

以上のように、少数民族の具体的な条件によって、第二子を産み、例外的に3人目や4人目を生める政策のことを「少数民族の計画生育政策」と称した。ただ、新疆ウイグル自治区とチベット自治区での「計画生育政策」の実施は最初から困難な状況にあり、1988年に「新疆自治区少数民族計画生育暫定規定」を実施し、都市戸籍を持つ家庭では子どもを2人まで、農村戸籍を持つ家庭では3人まで生むことを勧め、奨励した。しかし、それはあくまでもスローガンに過ぎず、実質的な意味はなかった。1985年と1990年に新疆で「計画生育政策」に反対し、大規模なデモが発生した。しかし、「計画生育政策」をそもそも強制していないのだから、同政策が民族紛争の原因になっていると言うには無理がある〔若林敬子 1992〕。

内モンゴル自治区においては、「人口と計画生育条例」が1990年に制定された。人口増加の状況を考慮して、少数民族に対しても適度な産児制限を行うことになった。1990年の国勢調査資料によると、1982年～1990年までの間にモンゴル族人口は248.9万人から約337万人に増加し、36%の増加であった。それを背景に、以下のような規定を行った。都市戸籍を持つモンゴル族夫婦は子ども2人まで生むことができ、農村戸籍を持つモンゴル族夫婦は3人まで生むことができる。また、区内の他の民族の夫婦は優生を提唱し、適度に産児制限をおこなうものとする。

国家統計局の資料によると、1982年の少数民族人口は約6,730万人で、全人口の6.68%を占め、1990年には約9,120万人で人口の8.01%を占め、2000年には1億643万人に増え、比率が8.41%になっている。2005年には少数民族の人口が約1億2,333万人に達し、全人口の9.44%を占めるようになった。つまり、1982年から2005年までの間に、少数民族の人口規模は約2倍に増えたのである。しかし、少数民族の多くは経済的に遅れている内陸地域、山地、高原、旱魃地域に集中しているため、生活レベルの面では東部や沿岸部に比べ大きな格差がある。

4.3 「失独家庭」

2016年4月、北京市にある国家衛生計画生育委員会の前で、約2,000人の男女が集まり、政府に対して老後サービスの改善を訴える抗議を行った。ほぼ全員が中高年で、彼らは2016年までに続いた「計画生育政策」の下、生まれた唯一の子を亡くした親たちであった。彼らのことを中国では「失独家庭」もしくは「失独者」と呼んでいる。

中国では2016年まで、約40年間にわたり「計画生育政策」が実施された。人口増加に歯止めをかけた一方、唯一の子を失った「失独者」も数多い。2012年、中国衛生部が発表した「2010年中国衛生統計年鑑」によると、中国の「失独家庭」は100万世帯以上で、15歳～30歳までの「一人っ子」人数は約2億3,000万いるとされている。現在、この年齢層の死亡率は0.4%に近いとされ、年間約7万6,000世帯の「失独家庭」が現れると予測されている。また、人口問題に詳しい米国ウィスコンシン大学の易富賢研究員によると、子どもが1人しかいない家庭は現在1億5,000万～2億ほどで、その子どもの5%は25歳までに死ぬ可能性があり、毎年およそ10万世帯の「失独家庭」が新たに生まれる。このままでいくと、20年後の「失独家庭」は数百万に達するとしている。なお、2016年現在、中国における「失独者」の数は200万人を超えているといわれている。

中国では、子どもが両親の老後の面倒を見るのが当たり前であり、かつては複数の子どもで経済面だけでなく、身の周りの世話をすべてやっていた。しかし、政策によって子どもが1人になり、さらにその子どもを亡くした「失独者」は、面倒を見てくれる人が完全にいなくなるのである。中国では「失独者」は

不吉な家庭とされ、親族や知人から偏見の目で見られたり、関係が疎遠になることもある。「失独者」は普通の人に比べて立場が弱くなり、“断子絶孫”（血筋の途絶えた人）と悪口を言われたりもする。彼らの一番の気掛かりは老後の問題である。政府は「計画生育政策」に協力すれば、老後の面倒を見るところとした。しかし、今は彼らの老後の世話をしてくれる人がいない状態である。平均的に60歳を超えた彼らは、健康面での心配も高まっている。政府は2016年4月、全国の「失独者」に補助金を出すことを決定した。しかし、「失独者」が求めているヘルパーの提供、緊急時の連絡体制、保証人の確保などについては具体策を発表していない。老人ホームなどの施設数も少ないし、保証人が必要なため、「失独者」の立場では利用しづらいのが現状である。

かつて、中国の家庭はいわゆる「ピラミッド型」であった。平均的夫婦に子どもが4人いるとすれば、その祖父母には16人の孫がいることになり、夫婦2人に、4人の父母、8人の祖父母となっており、増大する老人扶養費が問題となっている。1979年に「計画生育政策」が実施された当初からこの問題が取り上げられた。当時、老人の扶養費は政府が負担するとしていた。その10年後には老人の扶養費は政府が援助することになった。しかし、さらに10年が経過すると、老人扶養問題については政府に依存せず、保険に加入することを勧められた。近年、国は退職年齢延期の話題を検討し始め、今後の老後生活を自ら負担させようという宣伝を広げている（図5を参考）。

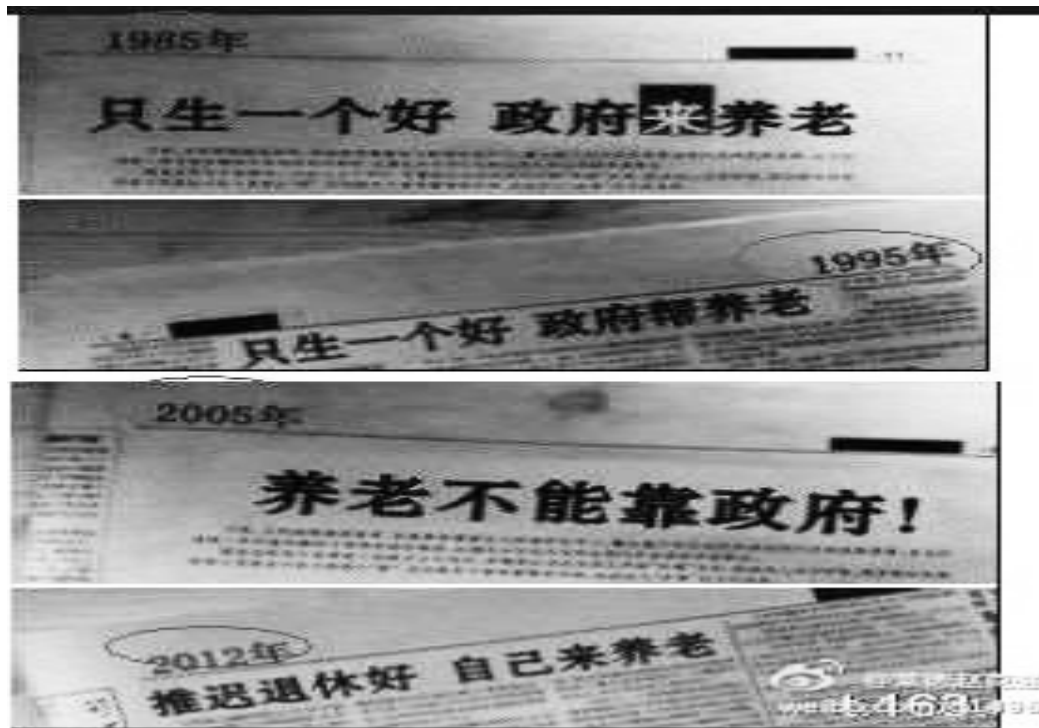


図5 1985年～2012年、政府は「計画生育政策」をめぐる老後問題に対応するスローガンの変化

註 以上の写真はネットで公開されるものため、作者不明

「失独家庭」の急増問題は、2000年に入ってから表面化したが、その前から一部の人民代表は問題視していたが、国家衛生計画出産委員会はそれに関連する報道を禁じていた。「失独家庭」の問題の背景には、国策として40年間近く続けられた「計画生育政策」がある。この政策の廃止が発表されたのは2015年である。中国でも2000年代に入ってから少子高齢化が加速し、将来人口の頭打ちが予測できたにもかかわらず、なかなかこの政策をやめなかった。その間も、政府は「一人っ子政策は良い。政府が老後も面倒をみる」といった宣伝を続けていた（図5を参考）。

2015年3月、筆者は北京市で現地調査を行っていた時、西城区に住む61歳の「失独者」の楊氏からそれ

らに関連する話を聞くことができた。楊氏の子どもは1985年に生まれ、1996年の夏休みに北京市の積水潭公園で溺死した。当時の楊氏は42歳で、愛子を失うショックからなかなか立ち直れなかった。3年後、楊氏は病院で再生育の可能性をめぐる診断を受けたが、生育不可能と判断され、「失独者」になってしまった。楊氏はさらに以下のように話した。

「私たちは失独者になり、自分の子どもをきちんと守れなかったため、一生許されない罪がある。一方、政府の「一人っ子」政策に応じて、1人だけ生んだが、自分の意志ではなかった。現在、自分を養ってくれる人を失い、今は自分で身の周りの世話ができるが、いつか倒れてしまったら、誰が面倒をみしてくれるかわからない。誰にも気づかれずに死んでしまう老人も多い。当時、政府は『計画生育政策を守れば、老後の面倒をみる』と約束した。それなのに約束を守らない。私たちは一体どうすればいいのか。」

中国で「計画生育政策」が導入されたのは1979年で、1982年には「晩婚・晩育」を盛り込んだ新しい『婚姻法』が成立した。政策に反して2人以上の子どもを産んだ場合、年収をはるかに上回る罰金を課せられる仕組みになっており、多くの国民は政策に従った。楊氏は子どもを死なせる前に2人の子どもを中絶した経験があり、それも後に生育不可能にいたらしめた要因のひとつとなった。当時は国の政策を守ったのに、現在は政府に捨てられてしまったと訴えている。



図6 艾未未作品「彼女は这个世界で7年間幸せに暮らしていた」

出典：「THE ART STORY」<http://www.theartstory.org/artist-ai-weiwei.htm> (2016年11月アクセス)

2008年5月12日、中国の四川省でマグニチュード8.0の四川大震災が発生した。国連の国際防災戦略 (UNISDR) によると、死者は8万7,476人とされている。負傷者は約37万4千人を越え、1万8,000人余りが行方不明となっている。なかでも学校の建物における耐震基準の甘さと手抜き工事が指摘されている [UNISDR 2010]。2008年11月12日、四川省副省長による生徒の死亡者数は約1万9,000人に達したことが明らかになった。死亡した生徒の家族はその後、中国「失独家庭」の特別な一部をとして、世界各国の注目を集めた。その中で、中国の現代美術家・建築家・社会評論家の艾未未 (AI Weiwei) 氏は、四川大震災で死亡した生徒たち、またその裏側にある約1万9,000世帯の「失独家庭」に深い関心を持つ人物である。2009年10月、ドイツのミュンヘン展覧会で、博物館の外壁の正面に9,000個の学生のランドセルを組み合わせ「彼女は这个世界で7年間幸せに暮らしていた」という言葉を書いた。それは、地震で亡くなった唯一子の母親の言葉であった。艾未未氏がその母親の話を聞き、地震で遺棄されたランドセルを用いて作りあげた作品である (図6を参照)。

参考文献

【日本語文献】

王新亜 2009年「現在中国の人口政策と課題」『立命館経済学』立命館大学

- 鄭鳴鳴 2013年「中国80世代の婚姻問題」『國際文化論集』第7号 西南学院大学
毛沢東・竹内実 1995年『毛沢東語録』平凡社
若林敬子 1989年『中国の人口問題』東京大学出版会
1992年『中国の人口政策—計画出産』アジア経済研究所

【中国語文献】

- 蔡 昉 2001年「人口計画生育管理機制改革的理論思考」『中国人口科学』中国社会科学院人口研究所
曹前发 2009年「建国后毛泽东人口思想论述」『新中国60年研究文集二』中央文献研究室 中央文献出版社
梁中堂 2009年 a「毛沢東人口思想研究」『光明日報光明觀察』光明日報出版社
2009年 b「一胎化政策形成的时代背景」『二十一世紀』2009年4月号总112期
劉少奇 1958年「中国共産党中央委員会第8回全国代表大会第二次會議報告」
1954年「提唱節育」『劉少奇選集』下卷 人民出版社
馬寅初 1957年『新人口論』北京出版社
1960年「重申我的請求」『新建設』光明日報出版社
毛沢東 1957年「關於正確处理人民内部矛盾的問題」『毛沢東選集』第七卷 人民出版社
1991年 a「唯心歷史觀的破産」『毛沢東選集』第四卷 人民出版社
1991年 b『毛沢東選集』第五卷 人民出版社
湯兆雲 2005年『当代中国人口政策研究』知識產權出版社
2009年「鄧小平是最早一位支持群眾節育的国家領導人」中国共産党新聞網
魏京生 1997年『魏京生獄中書信集』台湾時報文化出版社
易富賢 2007年『大国空巢』香港大風出版社
鄭 義 1993年『紅色紀念碑』台湾華視文化公司

【中国語資料】

- 甘肅省第十二届人民代表大会常务委员会
2016年《2015年甘肅省衛生和計画生育委员会報告》
甘肅省靖远县统计局・甘肅省白银市统计局
2011年《2010年靖远县第六次人口统计公报》
甘肅省白银市统计局
2017年《2016年白银市国民经济和社会发展统计报告》
河南省统计局・洛阳市统计局
2017年《2016年洛阳市国民经济和社会发展统计公报》
内蒙古自治区第七届人民代表大会常务委员会
1990年《内蒙古自治区人口与计划生育条例》
新疆维吾尔自治区计划生育委员会
1988年《新疆维吾尔自治区少数民族计划生育暂行规定》
2003年《新疆维吾尔自治区计划生育条例》
中华人民共和国第九届全国人民代表大会常务委员会
2002年《中华人民共和国人口与计划生育法》
2015年《中华人民共和国人口与计划生育法（修正案）》
中华人民共和国衛生与计划生育委员会
2001年《中华人民共和国人口计划生育法》人民出版社
2002年《社会抚养费征收管理办法》人民出版社
2009年《歷史的記錄：人口和計画生育事業發展60周年回望》中国人口報出版社
中华人民共和国国务院
1952年《中华人民共和国婚姻法（1950年版）》人民出版社
1986年《中华人民共和国婚姻法（1982年版）》人民出版社
中华人民共和国国务院・卫生部・商業部・燃化部
1971年《关于做好计划生育工作的报告》
中华人民共和国卫生部

1954年《中央人民政府卫生部关于告警避孕及人工流产问题的报告》[53] 卫药字第579号

2012年《2010年中国卫生统计年鉴》

中国国家统计局

1992年《中国经济统计年鉴（1950～1970）》

2004年《中国统计年鉴》中国统计出版社

中国卫生年鉴编辑委员会

1990年『中国卫生年鉴』北京人民卫生出版社